

9月2日「行方市」が誕生します。



第20回合併協議会

7月21日(木)午後2時から北浦町役場大会議室において、委員31名(欠席4名)の出席により、第20回合併協議会が開催されました。

報告された事項

次の2件の事項が報告されました。

(1)廃置分合に係る官報告示について

総務大臣による官報告示がなされたことが報告されました。

「総務省告示第777号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により行方郡麻生町, 同郡北浦町及び同郡玉造町を廃し, その区域をもって行方市を設置する旨, 茨城県知事から届出があったので, 同条第7項の規定に基づき, 告示する。

右の処分は, 平成17年9月2日からその効力を生ずるものとする。

平成17年7月14日

総務大臣 麻生 太郎

(2)合併協定項目の具体的な調整結果について

①地方税の取り扱い

次のように報告されました。

【個人市民税の納期】 平成18年度より統一する。

第1期 6月17日～6月30日

第2期 8月1日～8月31日

第3期 10月1日～10月31日

第4期 12月1日～12月25日

【固定資産税の納期】 平成18年度より統一する。

第1期 5月17日～5月31日

第2期 7月1日～7月31日

第3期 9月1日～9月30日

第4期 11月1日～11月30日

【過誤納返還金の取扱い】 合併時より麻生町・北浦町の制度を基に統一する。

【軽自動車税の納期】 平成18年度より統一する。

5月17日～5月31日

【入湯税】 平成18年度より3町で課税。

※老人福祉施設については、減免を検討中

②納税関係事業

次のように報告されました。

【納税組合長報酬】

平成18年度より統一する。

均等割 15,000円

組合内世帯数割 500円【税証明手数料】

合併時より統一する。

- ・土地に関する証明: 5筆までは1件とし、1枚を増すごとに200円を加える。
- ・建物に関する証明: 5棟までは1件とし、1枚を増すごとに200円を加える。
- ・公簿、公文書及び図面の閲覧及び公簿、公文書及び図面の謄抄本は、1件とし統一する。

③使用料、手数料の取り扱い
次のように報告されました。

【白帆の湯使用料】

現行のとおり

【北浦荘使用料】

現行のとおり

【老人いこいの家使用料】

現行のとおり

【汲み取り業者によるし尿搬入手数料】

合併時より統一する。

1.8KL 800円

2.7KL 1,200円

3.6KL 1,600円

項 目		行 方 市
戸籍関係	除籍の記録事項証明書	1通 450円
住民基本台帳関係	住民票謄本（世帯全員の写し）	1件 200円
	閲覧（年齢別索引簿）	廃止
	広域交付住民票（世帯全員の写し）	1件 200円
印鑑関係	印鑑登録（新規）	〃
	印鑑登録（再登録）	〃
	認可地縁団体印鑑登録（新規登録）	〃
	認可地縁団体印鑑登録（再登録）	〃
鳥獣保護関係	鳥獣飼養登録票の交付	1件 3,400円
その他	公募、公文書等の謄写（コピー代）	1枚 20円

【都市計画図等】

5万分の1 1枚100円

2万5千分の1 1枚500円

1万分の1 1枚1,000円

2千5百分の1

1枚1,000円

④保健衛生事業

次のように報告されました。

【保健センター運営委員会】

平成 18 年度より統一する。

名称:行方市保健センター運営委員会

人数 15 人以内

【保健協力員】

新市長誕生後、統一する。

名称：行方市保健協力員

人数は、現行のとおり

【食生活改善推進員連絡協議会】平成 18 年度より統一する。

当面支部単位で運営していく。

【がん予防推進員】

平成 17 年度は現行のとおり

平成 18 年度より廃止

【母子保健推進員】

平成 17 年度は現行のとおり

平成 18 年度より廃止

【各種検診（成人保健）事業】

平成 18 年度より統一する。

【各種検診（母子保健）事業】

平成 18 年度より統一する。

【予防接種事業】

3 町の接種方法で相違する部分があるので、統一できるよう調整していく。

【献血】

現行のとおり

⑤福祉関係事業

次のように報告されました。

【敬老事業】

敬老祝い金は、平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度以降は速やかに統一できるよう検討する。

敬老者名簿は、平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度以降は廃止する。

敬老週間訪問は、平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度より統一する。

敬老祝賀は、平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度以降は速やかに統一できるよう検討する。

【軽度生活援助事業】

平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度以降は、麻生町の例により統一する。

【一人暮らし老人福祉手当】

平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度以降は新市において検討する。

【介護慰労金】

合併時に玉造町の例により統一する。

【老人クラブ助成】

平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度以降は速やかに統一できるよう検討する。

【紙おむつ支給】

平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度以降は玉造町の制度を基に統一する。

【給食サービス】

平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度以降は新市において検討する。

【保育所】

保育所保育料については、平成 18 年度以降は下記保育所保育料徴収基準額表のとおり統一する。

保育時間については、地域の実情を踏まえ平成 18 年度以降に統一する。

保育所保育料徴収基準額表

区 分	徴収基準額（月額）	
	3 歳児未満	3 歳児以上
第 1 階層	0 円	0 円
第 2 階層	4,000 円	3,000 円
第 3 階層	14,000 円	10,000 円
第 4 階層	21,000 円	18,000 円
第 5 階層	36,000 円	30,000 円
第 6 階層	38,000 円	32,000 円
第 7 階層	43,000 円	35,000 円

【医療費助成】

未就学児及び乳幼児外来自己負担分助成については、合併時に玉造町の例により統一する。

妊産婦外来自己負担分助成については、合併時に麻生町の例により統一する。

【在宅心身障害者福祉手当】

平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度以降は新市において検討する。

【民生委員】

合併時に連合会組織を設立する。平成 18 年度以降の活動内容等については、新市において検討する。

【保護司会、更生保護女性会】

平成 17 年度は現行のとおりとし、平成 18 年度から統合の方向で調整する。

【日本赤十字社関係事務】

(3)庁舎の配置等について

新市の組織図が示され、各庁舎ごとに配置される部課についての説明がなされました。

(4)合併協議会の廃止について

行方郡合併協議会を平成 17 年 9 月 1 日をもって廃止すること報告されました。

協議された事項

新市特別職の報酬等について

前回「新市特別職報酬等小委員会」からの報告あり、報酬額についての協議がなされました。同小委員会の報告の考え方により、報酬額を決定することになりました。

●新市名称各賞の受賞者

第 18 回合併協議会において、抽選により決定しています。名付け親賞および優秀賞は、行方（なめがた）市へ応募された方の中から選ばれました。また、アイデア賞は、その他小委員会から報告された 6 点「行方（なめかた）市」「なめがた市」「なめかた市」「水郷市」「水郷行方市」「美郷市」が対象となっていました。

（順不同）

・名付け親賞（3 名）

小沼 マサ子様（麻生町）

高柳 智江 様（北浦町）

野原 由希 様（玉造町）

・優秀賞

石川真衣様ほか 9 名

・アイデア賞

植田敏雄ほか 19 名

各賞の記念品は、合併前にお届けする予定です。

「行方市役所」は、合併日から、麻生庁舎、北浦庁舎、玉造庁舎へそれぞれ、部課を分けて配置をします。市民に対する窓口サービスは、3 庁舎で行います。

3 つの庁舎へは、市内通話料金で電話をかけられます。

旧町区域の庁舎へ電話してください。内線機能で、他の庁舎へ転送します。

例) ①北浦地区の住民

福祉事務所へ電話
相談します



北浦庁舎の電話
交換手が転送

②北浦庁舎へ電話（市内料金）